

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：パプアニューギニア国国立水産訓練校施設整備
計画準備調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00517

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者とする契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月6日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月6日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称: パプアニューギニア国国立水産訓練校施設整備計画準備調査(QCBS)

(2) 業務内容: 「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款:

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2023年11月 ~ 2024年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は業務実施のスケジュールを検討の上、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案があった場合においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月 12日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 9月 20日 12時
3	質問への回答 9月12日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 9月 15日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 9月 25日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 9月 29日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 10月 16日 10時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

	(申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。
--	---

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、1) ~ 4) の経費と5) ~ 6) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：23a00517_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「23a00517_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「パプアニューギニア国国立水産訓練校施設整備計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

パプアニューギニア独立国（以下、「PNG」という。）は、南太平洋最大の240万平方キロメートルの排他的経済水域を持ち、世界のかつお・まぐろの約18%を供給（PNG漁業戦略計画2021-2030（以下、「FSP」という。））しており、日本の漁船にとっても最大の海外漁場のひとつとなっている。PNGの水産業は当国の重要な外貨獲得手段となっている一方、かつお・まぐろ以外の漁業は未開発となっている。こうした状況を受けて、PNG政府は、持続可能な漁業の推進、より多くの国民が裨益する漁業を目指しており、国内での市場の建設、水産加工の強化や養殖業の推進を進めているが、開業資金不足、漁民の事業管理能力と起業家スキル不足、高い燃料代、漁業を支えるインフラの不足などが未だ課題となっている（FSP）。また、当国開発戦略計画2010-2030（以下、「DSP」という。）では、海上監視能力の不足、違法漁業の過少報告により多大な経済的損失が発生していることが指摘されるなど、漁業資源管理の実施体制にも課題を抱えている。我が国漁船の最大の海外漁場でもあるPNG海域で、近年急激な外国籍漁船の増加とそれに伴うかつお・まぐろの乱獲が報道されており、このことは日本近海漁船の漁獲量減少の報告が為されているなか（農林水産統計）、我が国水産業界にとっても深刻な事態として捉えられている。水産公社（以下、「NFA」という。）は、PNGにおける日本を含めた海外漁業交渉を実施する担当機関であり、首都のほか、国内5か所に拠点を置き、水産資源の持続的活用に向けた漁業関連プログラムの実施、違法・無報告・無規制（以下、「IUU」という。）漁業に関するモニタリング、漁業関連データ収集を行っている。国内北東部ニューアイルランド州ケビエン市には、通常

の NFA 業務を実施する拠点に加え、国立水産訓練校（以下、「NFC」という。）を設置し、官民漁業関係者のスキルアップを行っている。沖合企業型漁業の船員や監視員養成のためのカリキュラムに加え、近年は政府政策に沿って小規模漁業者や水産加工従事者などを対象とした短期コースも提供し、国内で唯一の広範な漁業人材育成を行う高等教育機関である。また、NFC は、未だ圧倒的に人員が不足している IUU 漁業取締に関連して、大洋州地域では 2 機関しかない IUU 漁業取締業務に必要な訓練を実施する貴重な教育機関のひとつでもあり、コース履修後に、NFA 職員として採用される者も多く輩出している。NFC では、FSP の優先課題である水産関係者の能力強化のため、カリキュラム内容の向上やコースの拡大計画を進めており、その中には、海外漁業協力財団（以下「OFCF」という。）が支援を行っている事業に関するコースも含まれる。一方、本校の特色である実践訓練を支える既存栈橋やスリップウェイは老朽化のため安全性に問題が生じており、また、満潮時には海水面下となり劣化を更に進めている。係留栈橋も手狭になり実習効率性が悪く再整備が必要となっている。現在 IUU 漁業の取締りにも活用されている唯一の訓練船は、建造後 20 年以上が経過し、修理に要する時間と経費が増加し、NFC の訓練に大きな支障をきたしている。

国立水産訓練校施設整備計画（以下、「本事業」という）は、NFC の老朽化した臨海教育施設と訓練船を含む関連機材の整備を行うことで、NFC が提供する実践訓練の効率性と安全性の向上を図り、新規コース導入を推進するものであり、高等訓練機関の拡大を進める本事業は、2050 年を目標とする当国の長期開発計画「Vision 2050」や DSP においても、優先度の高い事業として位置づけられている。

第 3 条 事業の概要

（１）事業の目的

本事業は NFC において、老朽化した臨海教育施設及び訓練船を含む訓練資機材を整備することにより、水産訓練の安全性と効率的向上を図り、もって PNG の水産資源管理能力の強化に寄与するもの。

（２）事業の内容（詳細は準備調査で確認する。）

１）施設・機材等の内容：

【施設】訓練船の係留用の栈橋の新設、臨海施設前面の波浪護岸とスリップウェイの修復/整備、漁具製作及び海上安全のためのワークショップの新設

【機材】訓練関連：ウィンチ（2台）、ピックアップトラック（1台）、フォークリフト（1台）、漁具製作ツール（1セット）、IUU対策：訓練船（1隻）、救命ボート（1台）等。

（3）対象地域（サイト）

ニューアイルランド州ケビエン市

（4）受益者

直接受益者：NFC 学生約 1,200 人/年、NFC 講師約 60 名

関係受益者：NFA 職員約 300 名、水産業従事者約 12 万人

（5）関係官庁・機関

主管官庁：NFA

実施機関：NFC

第4条 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等調達方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、事業効果及び技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、PNG から要請のあった「国立水産訓練校施設整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、現地調査において JICA が PNG 側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法及び調査項目

本特記仕様書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本特記仕様書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 自然条件調査・サイト状況調査

自然条件調査・サイト状況調査は、事業計画の検討および精度を確保した概略事業費の積算に必要なサイト状況調査²（NFC および周辺部）および自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・機材の適切な構造および規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。また、以下のとおり、本計画により新設される施設・機材及び船舶が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。この際、計画地近辺で実施された既往案件の調査結果を参照し、本事業の設計方針への適用を検討するものとする。

受注者は必要な調査項目を検討し、公開情報や先方国の所有が想定される情報から確認可能な調査項目はその入手先を、本業務で計測・観測が必要な調査項目においては各調査項目の細目（調査方法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。なお、必要な自然条件調査³は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、本業務の中でやむを得ない事情が発生する場合、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。また、調査計画の策定にあたっては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の内容と齟齬がないように留意する。

(3) 施設改修・新設における法的な根拠

施設の改修・新設にあたっては、現行の関連法規及び施設整備にかかる法規類との齟齬がないか慎重に確認する。

² 既存栈橋及びスリップウェイの老朽化の評価、施設建設前面の堆砂・洗堀傾向を施設利用者への聞き取り及び過去に撮影された航空写真・衛星写真の比較を通じた精査を想定しているが、他にも調査・精査事項があればその手法とともにプロポーザルで提案すること。

³ 地耐力、海象・気象・特に台風等荒天時の波浪規模、季節及び年単位の汀線変化の有無及び規模、水中地形・底質、季節性・時間単位の潮位及び潮流変化及び施設設計の根拠となる潮位を想定しているが、他にも調査事項がある場合はその手法とともにプロポーザルで提案すること。

(4) 機材仕様検討時の留意点

機材の仕様設定においては、既存漁港施設における現有機材、現地修理・補修業者等の技術レベル、メンテナンスの容易性（代理店、アフターケア及びサポート体制、スペアパーツの入手性等）を考慮し設定する。また、事業の入札における競争性を阻害することの無いように留意する。

(5) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（以下「第1次現地調査」という）、②準備調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（以下「概略設計協議」という）、の2回の渡航を予定している。また、それぞれの調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(6) 計画内容の確認プロセス

本業務の目的の一つは、我が国の無償資金協力としての実施妥当性を示す計画策定である。そのため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議する。特に以下の5つの段階においては、日本側関係者が参加する会議を開催し、内容を確認する。なお、これらの会議については、受注者は協議・確認結果を議事録案として取りまとめ当機構に提出すること。

1) 第1次現地調査派遣前（対処方針会議）

「インセプションレポート」を取りまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第1次現地調査帰国時（帰国報告会）

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取まとめ、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 第1次現地調査帰国後（設計・積算方針会議）

本事業内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。

4) 概略設計協議派遣前（対処方針会議）

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

5) 概略設計協議帰国時（帰国報告会）

先方政府と「準備調査報告書（案）」の協議の結果を報告する。

（7）運営維持管理・経営計画

- 1) NFA が責任機関であり、NFC が実施機関となる。事業完了後の運営・維持管理責任機関については、引き続き NFC が担うことが想定されている。両社及び関係機関の許認可や責任分担などを事前に明確にする必要がある。
- 2) NFC に新たに付与される機能に関連した施設については、その運用方法につき先方関係機関と慎重な協議を行い、運用開始に向けたプロセスを詳細に確認する。それら新たな機能に関連した施設の運営に際し、ソフトコンポーネントによる対応が有効であると判断される場合はその内容について検討を行う。この際、他ドナーが実施している協力内容を確認し重複を避ける内容に限定する。
- 3) NFC 整備後は、定期的な施設・機材の保守管理が必要となることが想定される。保守管理の体制及び運営について、PNG 側の計画を確認するとともに必要な体制について提言を行う。併せて、施設の経営効率改善に向けた提言を行う。

（8）施設・機材計画

施設・機材計画の内容・仕様・規模・数量等は、NFC 及び臨海施設の利用形態、利用者数、その他受益者数、今後の展望、運用経費、維持管理の容易性、施設利用者の利便性、現地の電力事情、環境社会への影響等を踏まえ複数の代替案を比較検討した上で最適の計画とする⁴。また、代替案の比較においては各案の大まかなコストを算出するとともに、費用対効果の検討を行う。

（9）環境影響評価

本事業は JICA 環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ-C（環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる）であるが、その他配慮事項があるか確認する。

（10）ジェンダー配慮

⁴ 臨海施設は現在も運用を継続しており、本事業実施中も継続して利用する可能性がある。この条件も含め、施設改修計画策定の手順をプロポーザルで提案すること。

本調査ではジェンダー主流化のためのニーズを把握する。また先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダー視点を入れた検討を行う。例えば女性に配慮した施設や設備（女性専用セクションの導入や女性トイレの設置）等、利用者の立場からの配慮に加え、施工段階においても、例えば、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入に努める。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。現時点で想定される調査の内容は以下のとおりである⁵。

（1）インセプションレポートの作成等

- 1) 国内で入手可能な公開資料、統計データ等から、PNG 国水産開発計画ほか関連の開発計画等、これらに関連する政策や計画を把握し、水産セクターに関する現状や、他ドナーの援助動向、本事業に関連する社会経済状況、本事業の全体像を把握する。
- 2) 上記1)を踏まえた上で調査全体の方針、方法および現地調査項目を整理し、調査計画を策定し、当機構とも相談の上、インセプションレポート、質問票を作成する。インセプションレポート・質問票は、JICA PNG 事務所を通じて事前配布を行う。

（2）インセプションレポートの説明、協議

JICA が派遣する調査団員（総括、技術参与）と協力し、インセプションレポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

（3）事業の背景・目的、経緯、要請内容の確認

- 1) PNG 国の国家開発計画、水産開発計画等を調査し、上位計画における水産資源管理や本事業の位置付けを確認する。

⁵ 業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること

- 2) 水産訓練セクターの基本統計、データ、資料等を収集し、育成人数、学生属性（例：年齢層、男女、国籍、社会的地位等）、訓練項目、IUU 漁業取締実績、今後の計画等、当該セクターの現況を把握する。
- 3) 水産訓練の現状とその活動内容に関する情報を収集する。
- 4) NFC の教育・訓練状況を示す数的な根拠（例：カリキュラム、実施回数、養生訓練実績、IUU 漁業取締回数等）を収集する。
- 5) 上記 1)～4)、および、相手国政府関係者の協議を通じて、本事業の政策的な位置づけ、事業の背景・目的、経緯を詳細に把握するとともに、要請内容の妥当性を確認する。

（４）事業の実施体制の確認

NFC の組織・責務・権限・人員構成、近年の予算・財政状況、施設・機材の運営維持管理体制を調査し、本事業の実施機関としてその体制に財政的、技術的に問題がないか確認する。問題が認められる場合はその対策を先方に提案し、適切な事業実施体制の構築について先方と協議する。併せて NFC の経営効率の改善が見込みる点を精査し、NFC に対しその実現に向けた提言を行う。

（５）調達事情調査

機材に関して、第三国調達を含めた調達先、現地代理店の有無、調達方法、アフターサービスの体制、消耗品・スペアパーツの調達及び流通事情等の現地調達事情を確認する。また、機材の維持管理能力及び維持管理予算の確保についても情報収集を行う。

（６）援助動向調査

主要な他ドナーの水産及び水産教育・訓練分野における援助動向（事業計画、実施状況等）を把握し、本事業との整合性や他機関との連携可能性、役割分担、教訓の反映等について整理する。

（７）現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。

- 3) ミニッツ案（英文）の作成に協力する。
- 4) 施工時の安全対策に関する情報を取りまとめ、JICA PNG 事務所に報告を行う。

(8) 現地調査結果の報告

- 1) 「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2022 年 6 月改訂版）を参照し、現地調査結果概要（和文）を作成する。
- 2) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する

(9) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月）」「協力準備調査設計・積算マニュアル（補完編 土木）、（補完編 建築）、（機材編）（2023 年 4 月）」、「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第 4 版）（2020 年 11 月）」、「協力準備調査設計・積算マニュアル（補完編 追補）（2020 年 11 月）」（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

関係機関との協議結果のほか、現地調査で明らかにした自然条件、機材・施設等の既存の関連施設・機材の状況や条件、現地の調達事情、実施機関の予算や体制、臨海施設整備後の運営・維持管理予算や体制等を考慮し、機材並びに施設及び船舶の設計条件、設計で準拠する設計基準、要求性能、型式・規模・仕様の選定・設定方法を整理する。上記を踏まえ、本事業として計画・設計される施設及び機材の基本仕様を検討する

2) 概略設計図・概略仕様書の作成

上記の結果を反映して設計された施設及び船舶の概略設計図及び機材の概略仕様書を作成する。

3) 施工計画/調達計画

上記を踏まえて、以下項目を検討する。

- ・ 施工方針/調達方針/船舶建造方針
- ・ 施工上/調達上の留意事項

- ・ 施工区分/調達・据付区分
- ・ 施工監理計画/調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導/運用指導等計画
- ・ ソフトコンポーネント計画
- ・ 実施工程

(10) 相手国側負担事項（免税手続き等）の確認

相手国負担事項（便宜供与、各種許認可の取得、政府負担事項に係る予算確保、カウンターパートの配置と経費負担、B/A 締結、A/P 発給、官公後の維持管理・運営等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁と対応機関を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである

(11) 税金情報の情報収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの省庁・部局によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における税目の名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、ヒアリングを行い、免税情報を収集する。

なお、これら免税情報はすでに免税情報シートとして取りまとめられているため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手した上で必要な情

報のアップデートを行う。同アップデート情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

（１２）事業及び協力対象事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する⁶。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものとなるよう留意する。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

１）概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

２）予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ予備的経費の支出等に係るガイドラインに従ってリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

（１３）事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。また、入手が可能な数値をもとにした指標を設定すること。指標の設定に際しては、第 1 次現地調査時点で適切な指標を整理し、JICA へ説明すること。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

⁶ 概略事業費の積算を行うにあたっての、設計・積算担当団員と、業務主任者、バックアップ要員の配置などの本業務での設計及び積算実施体制や、積算業務の精緻化に向けた取り組みについてもプロポーザルに明示すること。

(14) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。併せて、事業の実施スケジュールに関わるリスク、具体的には事業実施に先方政府内の手続きと同手続きに要する時間も確認する。

(15) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたって懸案される事項、積み残し事項等をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(16) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(17) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について JICA に対して説明し、協議する。

(18) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を PNG 国側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、PNG 国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(19) 準備調査報告書等の作成

PNG 国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成・提出する

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) Project Monitoring Report の初版
- 6) 免税情報シート(更新版)

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、JICA に提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|------------------------------------|---------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文（電子データ） |
| (2) インセプションレポート | : 和文（電子データ）、英文（10部、電子データ） |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文（電子データ） |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文（電子データ）、英文（10部、電子データ） |
| (5) 概要資料（案） | : 和文（電子データ） |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文（電子データ） |
| (7) 機材仕様書 | : 和文、英文（電子データ） |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）8部及びCD-R 1枚 |
| (※完成予想図を含む) | : 英文（製本版）18部及びCD-R 3枚 |
| | : 和文（先行公開版）3部及びCD-R 1枚 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度） |
| (10) Project Monitoring Report の初版 | : 電子データ |
| (11) 免税情報シート（更新版） | : 電子データ |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

- 注2) (2) インセプションレポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICAに提出する。
- 注3) (6) については、設計・積算マニュアルを、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。
- 注4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。
- 注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。
- 注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	サイト状況調査の項目と手法	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 自然条件調査・サイト状況調査
2	自然条件調査の項目と手法	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 自然条件調査・サイト状況調査
3	施設改修計画策定の手順	第6条 実施方針及び留意事項 (8) 施設・機材計画
4	業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等	第7条 業務の内容
5	設計・積算担当団員と、業務主任者、バックアップ要員の配置などの本業務での設計及び積算実施体制及び積算業務の精緻化に向けた取り組み	第7条 業務の内容 (12) 事業及び協力対象事業の概略 事業費の積算

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：漁業施設計画/漁業訓練に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／建築計画／施設運営計画
- 海洋土木／自然条件調査
- 船舶設計／積算

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.48人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／建築計画／施設運営計画）】

- ① 類似業務経験の分野：教育・訓練計画にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：海洋土木／自然条件調査】

- ① 類似業務経験の分野：港湾土木施設設計に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：船舶設計／積算】

- ① 類似業務経験の分野：船舶設計に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2023年11月下旬より国内事前準備を開始し、2024年1月上旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は特記仕様書の第6条 実施方針及び留意事項を参照のこと。2024年8月上旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2024年9月上旬までに概略設計・概要資料、2024年12月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 27.11人月（現地：11.06人月、国内16.05人月）

2）業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/建築計画／施設運営計画（2号）
- ② 訓練・人材育成計画
- ③ 海洋土木／自然条件調査（3号）
- ④ 施工計画／積算（土木）
- ⑤ 施工計画／積算（建築）
- ⑥ 機材調達計画／積算
- ⑦ 船舶設計／積算（3号）
- ⑧ 環境社会配慮／ジェンダー配慮

3）渡航回数 の目途 全11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書 (APPLICATION FOR GRANT AID FROM JAPAN)

2) 公開資料

- パプアニューギニア独立国 マダン市場改修計画準備調査報告書●●●

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12126454.pdf>

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA PNG 事務所、在パプアニューギニア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえ発注者と協議のうえ対応を決定する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

117,047,000円（税抜）

なお、定額計上分 12,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（４）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（３）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

【記載例】

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	12,000,000 円	自然条件調査費一式	再委託

- （５）見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒シンガポール⇒ポートモレスビー（シンガポール航空／ニューギニア航空）

- （７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

PNG 国内における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、24,000 円／泊を用いてください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(24)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/建築計画/施設運営計画</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(9)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
業務管理体制、プレゼンテーション	()	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>海洋土木/自然条件調査</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	

イ) 対象国・地域での業務経験	—
ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	4
(3) 業務従事者の経験・能力：船舶設計／積算	(13)
ア) 類似業務の経験	6
イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3